収入印紙

契　　約　　書（案）

１　事　業　名　　X線マイクロアナライザー修繕業務

２　契 約 金 額　　￥　　（うち消費税及び地方消費税の額　　円）

３　契 約 期 間　　契約日から令和９年３月 23 日

４　事 業 場 所　　愛媛県産業技術研究所
松山市久米窪田町４８７番地２

５　契約保証金　　〇〇

上記について愛媛県を甲とし、〇〇を乙とし、甲乙間において、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第１条　甲及び乙は、この契約書に基づき、別添「仕様書」に従い、この契約を履行しなければならない。

（権利の譲渡等）

第２条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

３　前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（期限の延長等）

第３条　乙は、契約書記載の事業を契約書記載の期限内に完了しなければならない。ただし、天災等、乙の責めに帰すことができない事由により期限内に

作業を完了させることができないときは、その理由を明示した書面により、甲に期限の延長を請求することができる。

（再委託等の禁止）

第４条　乙は、甲の書面による承諾を得ないで、業務の全部又は一部を他人に委託し、若しくは、この契約による権利・義務を他人に譲渡し、貸付け、又は抵当に供してはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務遂行上の責任者）

第５条　乙は、修繕業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に通知するものとする。

（業務上の責任）

第６条　乙は、この契約締結により、業務に従事する者が行う業務上の行為は、すべて乙の責めとし、業務上の事故においても、すべて乙の責任において措置するものとする。

（業務の調査等）

第７条　甲は、必要があると認めたときは、乙の修繕業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は修繕業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

（検査等）

第８条　乙は、修繕前、修繕中及び修繕後の写真を撮影し、業務を完了したときは、完成及び業務の内容を明らかにする写真を添付した業務完了報告書（別記様式）をもって、その旨を甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの下、完了検査を実施しなければならない。

３　乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

（契約代金の支払）

第９条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を支払わなければならない。

（支払の遅延）
第 10 条　甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（業務内容の変更）
第 11 条　甲は、必要に応じ、修繕業務の内容を変更し、又は修繕業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して決めるものとする。

（事情変更）
第 12 条　契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

（仕様書等に関する通知義務）
第 13 条　乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。
２　甲は、前項の通知を受けた時は、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

（損害の賠償）
第 14 条　乙は、その責めに帰すべき理由により、修繕業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害による必要経費の負担）
第 15 条　修繕業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して決めるものとする。

（甲の解除権）
第 16 条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
２　甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこ

の契約の全部又は一部を解除することができる。
(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年３月 26 日条例第 24 号。）第２条第３号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
(8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
ア　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
イ　公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第１項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
ウ　刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第１項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
エ　刑法第 197 条から第 197 条の４までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員

になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第 18 条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

３　第１項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

４　乙は、第１項又は第２項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

第 17 条　乙は、契約保証金の納付がなく、前条第１項又は第２項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の 10 分の１を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年３％の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

（乙の解除権）

第 18 条　乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（秘密の保持）

第 19 条　乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（法令等の遵守）

第 20 条　乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第 21 条　この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

住所　愛媛県松山市久米窪田町 487 番地２

発注者

氏名　愛媛県産業技術研究所

所　長　　菊地　敏夫

住所

受注者

氏名